

監査公表第1号（平成28年4月8日、県公報第3783号登載）

新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果（平成27年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関37機関

(2) 監査対象期間：平成26年 9月1日～平成27年 8月31日

(3) 監査実施期間：平成27年10月1日～平成27年12月17日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査実施日
新社会推進部	アジア文化交流センター	平成27年10月27日～平成27年10月29日
	女性相談所	平成27年10月6日～平成27年10月7日
	パスポートセンター	平成27年10月22日～平成27年10月23日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成27年11月10日～平成27年11月12日
	粕屋保健福祉事務所	平成27年12月8日～平成27年12月10日
	糸島保健福祉事務所	平成27年10月20日～平成27年10月21日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成27年12月15日～平成27年12月17日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	平成27年11月25日～平成27年11月27日
	田川保健福祉事務所	平成27年11月17日～平成27年11月20日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成27年10月14日～平成27年10月16日
	南筑後保健福祉環境事務所	平成27年10月6日～平成27年10月8日
	京築保健福祉環境事務所	平成27年11月4日～平成27年11月6日
	保健環境研究所	平成27年10月14日～平成27年10月16日
	精神保健福祉センター	平成27年10月6日～平成27年10月7日
	食肉衛生検査所	平成27年12月3日
	福祉労働部	福岡児童相談所
久留米児童相談所		平成27年10月20日～平成27年10月21日
田川児童相談所		平成27年11月10日～平成27年11月11日
大牟田児童相談所		平成27年10月1日～平成27年10月2日
宗像児童相談所		平成27年10月22日～平成27年10月23日
京築児童相談所		平成27年10月1日～平成27年10月2日
福岡学園		平成27年11月4日～平成27年11月6日
筑後いずみ園		平成27年10月20日～平成27年10月21日
障害者更生相談所		平成27年10月8日
粕屋新光園		平成27年12月1日～平成27年12月3日
福岡労働者支援事務所		平成27年11月10日
北九州労働者支援事務所		平成27年10月30日
筑後労働者支援事務所		平成27年10月8日
筑豊労働者支援事務所		平成27年11月12日

監査対象機関名		監査実施日
福祉労働部	福岡高等技術専門学校	平成27年12月1日～平成27年12月2日
	戸畑高等技術専門学校	平成27年10月29日～平成27年10月30日
	小竹高等技術専門学校	平成27年10月27日～平成27年10月28日
	久留米高等技術専門学校	平成27年12月1日～平成27年12月3日
	大牟田高等技術専門学校	平成27年10月1日～平成27年10月2日
	田川高等技術専門学校	平成27年10月29日～平成27年10月30日
	小倉高等技術専門学校	平成27年10月27日～平成27年10月28日
	福岡障害者職業能力開発校	平成27年10月14日～平成27年10月16日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況（生活保護費を除く）

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所8機関

イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所	収入	1	現金領収証の取扱いにおいて、不適正なものがあった。
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	財産	1	物品の処分において、財務規則等関係法令に基づく手続きがなされないまま、廃棄されていた。
保健医療介護部 京築保健福祉 環境事務所	収入	1	生活保護費の返還において、生活保護法による費用徴収決定がないにもかかわらず、現金を受領していた。
計			3件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象部局名	調査区分	件数	説明
新社会推進部	契約	1	前年度に引き続き、備品購入において、検収が適正に行われていなかった。
保健医療介護部	収入	1	生活保護費返還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて、増加している。
	支出	1	県外出張旅費において、不要な後泊を承認したため、支給過大となっていた。
	契約	1	壁掛けエアコンの廃棄において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づく契約書も取り交わしていなかった。
福祉労働部	契約	1	清掃業務に係る契約において、契約書に暴力団排除条項を明記していなかった。
計			5件

2 重点事項（生活保護費の支給状況）

保健福祉(環境)事務所の監査対象期間末現在の被保護世帯数 14,370 世帯のうち、907 世帯（抽出率 6.3%）を抽出し調査を行った。

監査の視点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所	支 出	1	生活保護費において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過大となっていた。
保健医療介護部 田川保健福祉 事務所	支 出	1	生活保護費において、高等学校就学費の認定手続きを行っておらず、支給不足となっていた。
計			2 件

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	支 出	1	生活保護費において、教材代及び夏季施設参加費の認定漏れにより、支給不足となっていた。
		1	生活保護費において、小学校教育費等の支給開始日の誤りにより、支給過大となっていた。
		1	生活保護費において、住宅費の認定誤りにより支給不足となっていた。
		1	生活保護費において、住宅費の認定誤りにより支給過大となっていた。
計			4 件